

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法 の一部を改正する法律案の概要

令和 3 年 3 月
農 林 水 産 省

趣 旨

農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るため、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業・漁業を営む法人、食品製造業、輸出事業等の食品産業の事業者等を追加する等の措置を講ずる。

法案の概要

(1) 題名の改正

題名を現行の「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」から「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に改める。

(題名関係)

(2) 目的規定の改正

目的規定を現行の「この法律は、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。」から、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」に改める。

(第 1 条関係)

(3) 農業法人投資育成事業の対象法人の追加

農業法人投資育成事業について、その対象として農業法人だけでなく、以下の法人を追加することとし、事業名を「農林漁業法人等投資育成事業」へと変更する。

- ① 株式会社又は持分会社（以下「株式会社等」という。）であって、林業又は漁業を営むもの及び漁業生産組合
- ② 農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売、若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの
- ③ 上記以外の農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物の生産又は②に規定する事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動を行うもの

(第 2 条、第 3 条第 3 項及び第 5 項第 5 号、第 11 条関係)

(4) 外国法人への投資を行う場合の取扱い

- ① 外国法人への投資を行おうとする株式会社又は投資事業有限責任組合については、事業計画に、投資対象となる外国法人が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人と我が国農林漁業者又は食品産業の事業者（以下「国内事業者」という。）との関連性を記載させることとし、その内容が農林水産大臣が定める基準に照らし適切である場合に承認することとする。

(第3条第4項及び第5項第5号関係)

- ② ①の承認を受けた事業計画に従って投資事業有限責任組合が行う投資（当該外国法人が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人が営む事業又はその行う事業活動が国内事業者の事業の発展に寄与すると認められることについて、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）については、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）による海外投資割合に対する規制の対象外とする。

(第12条関係)

施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- ・農林漁業や食品産業の分野では、輸出のための生産基盤構築・施設整備やスマート農林水産業による生産性向上等の新たな動きに対応するための資金需要が生じている。
- ・一方で、農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情を有することから、民間のファンド等からの投資を十分に受けることが難しい状況。
- ・このため、農林漁業の生産現場から、輸出に関するものも含め、製造、加工、流通、小売、外食等のフードバリューチェーン全体への資金供給を促進するための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の更なる成長発展を図ることが必要。

2. 法律案の概要

1 題名及び目的規定の変更

- ・法律の題名を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に改める。
- ・目的規定を「農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業者又は食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」に改める。
(題名・第1条)

2 承認会社及び承認組合の出資対象とする法人の追加

農林水産大臣の承認を受けた投資会社及び投資事業有限責任組合の出資対象に、
現行の農業法人に加えて、

- ① 農林水産物・食品の輸出や製造・加工、流通、小売、外食等の食品産業の事業者
 - ② 林業・漁業を営む法人
 - ③ スマート農林水産業を支える技術開発等の農林漁業者又は食品産業の事業者の取組を支援する事業活動を行う法人
- 等を追加。
(第2条、第3条第3項及び第5項第5号、第11条関係)

3 輸出等に伴う海外現地法人への出資規制の特例

投資事業有限責任組合が、輸出先国の海外現地法人のコールドチェーン構築等に十分な投資が行えるよう、投資事業有限責任組合契約に関する法律における50%の海外投資割合に関する規制の特例を措置。
(第3条第4項及び第5項第5号、第12条)

施行日：公布の日から起算して6ヶ月以内の政令で定める日から施行。

<出資スキーム>

※ 赤枠が改正部分

